

小水道の手引き

**藤 岡 市 役 所
市 民 環 境 部 環 境 課**

〒375-8601

住 所：群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話：0274-22-1211（内線 2262・2263）

F A X：0274-24-9268

メー ル：kankyo@city.fujioka.gunma.jp

平成 26 年 4 月改訂

目次

I. はじめに	P1
II. 小水道とは	P1
III. 小水道の設置等に係る手続について	P3
IV. 小水道の維持管理について	P4
V. 汚染事故等の緊急時の措置	P6
VI. 小水道に係る水質検査項目及び検査頻度	P7
VIII. 資料等	
資料①藤岡市小水道条例	P8
資料②藤岡市小水道条例施行規則	P11
資料③藤岡市小水道条例施行規則第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項等に関する要領	P14
参考①水質検査表作成例	P15
参考②小水道施設点検表作成例作成例	P16

I はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模な水道にあっても本質的には一般の水道と内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から藤岡市では「藤岡市小水道条例」を制定し、30人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しております。

II 小水道とは

条例第2条第1号（定義）

小水道

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

小水道であって、下記に該当するものが条例の適用を受け規制の対象となります。

1. 小水道事業《条例第2条第2号》

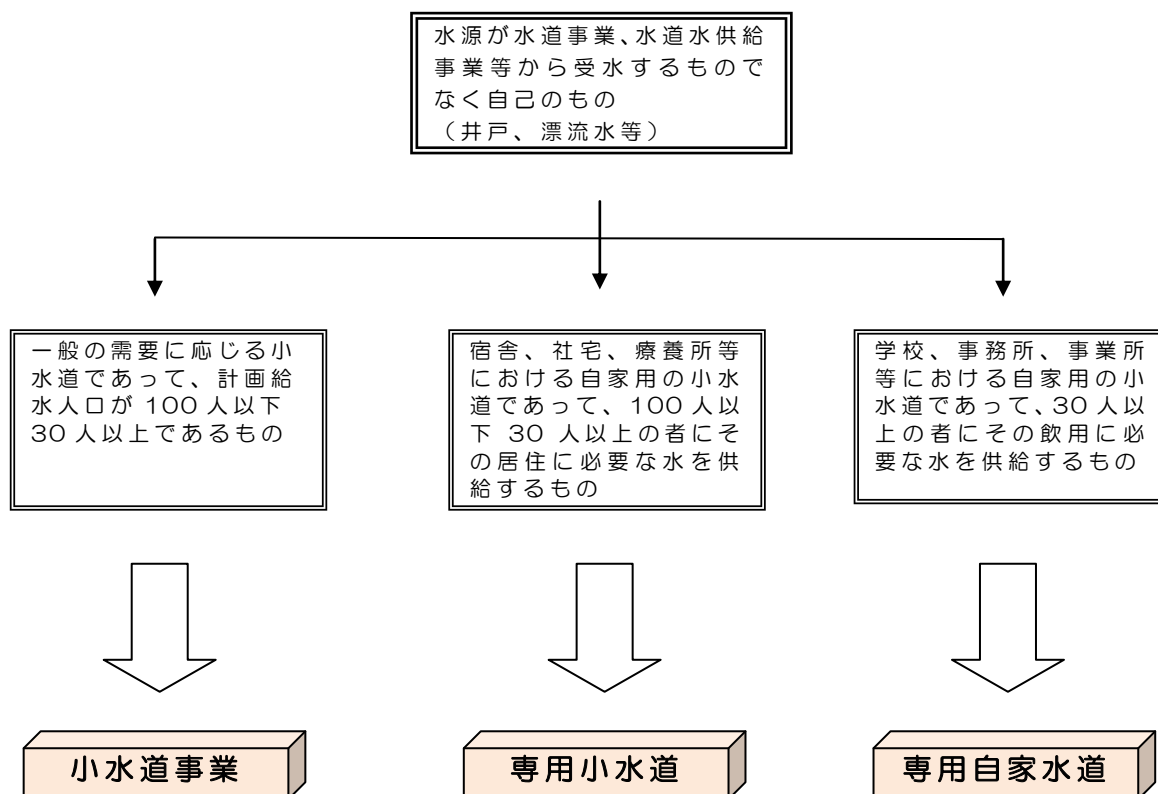
一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。

2. 専用小水道《条例第2条第7号》

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。

3. 専用自家水道《条例第2条第8号》

学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。



＜条例の適用を受ける小水道の給水人口の例示＞

1. 小水道事業

- ◆ 共同住宅・宅地造成等における居住人口
- ◆ 上水道が整備されていない地域における居住人口

2. 専用小水道

- ◆ 会社等の社宅における居住定員数
- ◆ 療養所における病床数

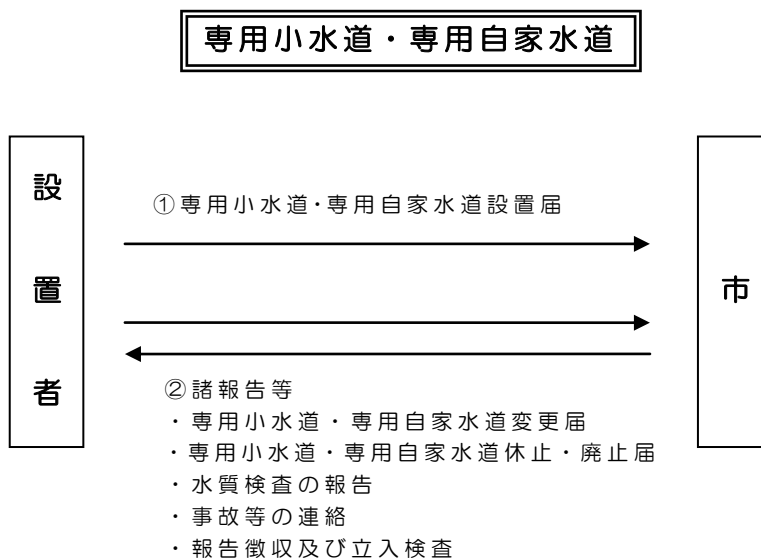
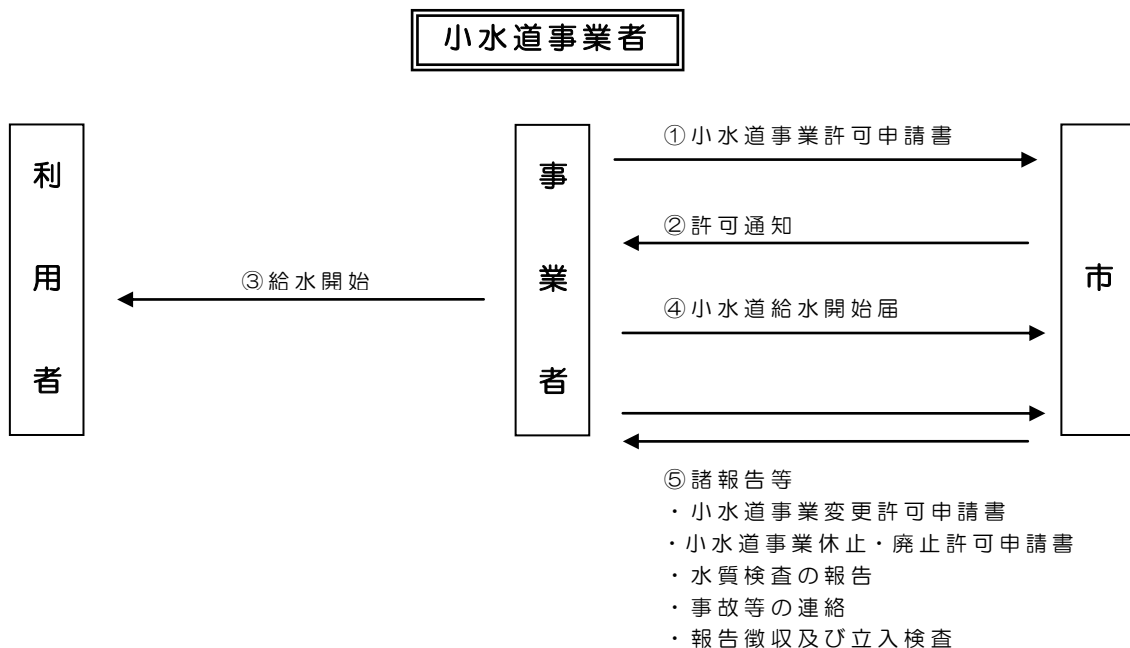
3. 専用自家水道

- ◆ 病院・診療所等における職員及び病床数
- ◆ 学校・幼稚園・保育所等における職員、生徒、園児、学童等の数
- ◆ 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- ◆ ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- ◆ その他事業所における従業者数及び勤務者数

(注)

上記のものであっても、居住人口が100人を超えたり、1日の最大給水量が20m³を超えると水道法の適用を受ける場合があります。《水道法第3条第6項・専用水道》

Ⅲ 小水道の設置等に係る手続について



1. 小水道事業

① 経営の許可《条例第4条》

新たに事業を経営する場合は、所定の「小水道事業経営許可申請書」に必要な添付書類を添えて申請し、市長の許可を受けてください。

なお、事業を新たに計画している方は、事前に市に相談して頂くようお願い致します。

② 給水開始の届出《条例第8条》

当該工事が終了し給水を開始する前に、所定の「小水道事業給水開始届」に必要な添付書類を添えて届出ください。

③変更の許可《条例第7条》

給水区域、給水人口、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更しようとするときは、所定の「小水道事業変更許可申請書」に必要添付書類を添えて申請し、市長の許可を受けてください。

④休止または廃止の許可《条例第9条》

給水人口の増減等により市条例の適用外になるなどによる、事業を休止及び廃止する場合は、所定の「小水道事業休止・廃止許可申請書」により申請し、市長の許可を受けてください。

2. 専用小水道・専用自家水道

①設置の届出《条例第11条》

専用小水道あるいは専用自家水道を設置した場合は、**設置後 15 日以内**に所定の「専用小水道・専用自家水道設置届出」に必要添付書類を添えて、市長に届出ください。

②変更の届出《条例施行規則第6条第3項》

設置に関する届け出の記載事項に変更が生じた場合は、所定の「専用小水道・専用自家水道変更届」にて必要添付書類を添えて届出ください。

③休止または廃止の届出《条例施行規則第6条第4項》

専用小水道あるいは専用自家水道を廃止または休止する場合は所定の「専用小水道・専用水道休止・廃止届」にて届出ください。

IV 維持管理

小水道施設の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため、以下のことを十分留意してください。

1. 管理体制の整備

①管理の責任者の設置

小水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

②図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の名称、図面、書類及び工具、検査機器等を整備保管してください。

③記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査を行った場合はその記録を作成し保存してください。

施設の点検・清掃・修理等の実施記録 健康診断の実施記録	概ね 1 年
水質検査の結果《条例施行規則第7条第4項》	5 年

2. 衛生管理

①立入禁止措置《条例第14条》

水源及び各施設周囲にみだりに人が立ち入らぬように立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じてください。

②汚染の防止《条例第14条》

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

③ 残留塩素の保持《条例第 13 条・条例施行規則第 8 条第 1 項》

給水栓末端における水の遊離残留塩素は常に 0.1mg/1 以上（結合残留塩素の場合は 0.4mg/1 以上）保持するよう消毒設備の調整を常に行ってください。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、遊離残留塩素が 0.2mg/1（結合残留塩素の場合は、1.5mg/1）以上を保持するように調整を行ってください。また、消毒薬の予備は備えてください。

3. 施設管理

① 定期点検

小水道施設各部（沈砂・貯水・ろ過・消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。

② 水槽等の定期的清掃

各種水槽は 1 年に 1 回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

4. 水質管理

① 毎日検査《条例施行規則第 7 条第 3 項》

色及び濁り並びに残留塩素について、1 日に 1 回以上検査を行ってください。

② 定期の水質検査《条例施行規則第 7 条第 1 項》

一般細菌及び大腸菌に関しては 1 ヶ月に 1 回以上、その他の項目については別表 1 に掲げるとおり定期的に検査を行ってください。

③ 臨時の水質検査《条例施行規則第 7 条第 2 項》

小水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を行ってください。

《水質検査結果の報告について（お願い）》

各小水道における水質の現状を把握するため、定期及び臨時の水質検査を実施した際には、その検査結果を市へ報告して頂くようお願い致します。

5. 薬品の管理

① 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備してください。

② 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量等を記録するなどの薬品管理に万全を期してください。

③ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、

貯蔵温度には注意をしてください。

6. 健康診断

沈砂槽・貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に年2回以上病原体がし尿に排泄される感染症(赤痢、腸チフス、パラチフス)患者、あるいは保菌者の有無に関して定期の健康診断を実施するよう努めてください。

また、これらの者に感染症が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、その感染症について臨時の健康診断を実施するよう努めてください。

V 汚染事故等における緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、速やかに次のような措置をとってください。

- ①給水を停止し、利用者に使用しないように周知すると共に、市へ報告してください。
- ②汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、市の指導に従ってください。

VI 水質検査に係る検査項目及び検査頻度

◆藤岡市小水道条例における水質検査項目及び検査頻度別にみた水質基準項目等(平成26年4月1日より)
(藤岡市小水道条例施行規則第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項等に関する要領より)

(1) 毎日検査

番号	項目	基準値	検査回数
-	色、濁り、残留塩素	-	1回/1日

(2) 省略できる項目

①1月に1回行う検査

番号	項目	基準値	検査回数
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/1カ月
2	大腸菌	検出されないこと	

②1年に2回行う検査

番号	項目	基準値	検査回数
38	塩化物イオン	200mg/L以下	2回/1年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	
47	pH値	5.8~8.6	
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	

(3) 水源等の環境及び過去の検査結果により省略出来る項目

①細菌検査以外の項目は原則、1年に2回検査を実施します。

②原水、水源及びその周辺の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認めれ場合で、過去の水質検査結果(1年以上、**9~11の項目は3年以上**が省略の判断基準の範囲内の場合、検査を省略することができます。

③省略した項目についても、5年に1回は水質検査をしてください。

④省略した項目の検査結果が、判断基準の範囲を超えた場合は、1年に2回検査してください。

X=原水の水質が変化するおそれが少ない場合の過去1年間の水質検査結果

番号	項目	基準値	省略の判断基準	検査回数		
				水質良好	水質悪化	
				X ≤ 1/10	1/10 < X ≤ 1/2	1/2 < X ≤ 1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	・水源の周辺及び原水の種類、状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、過去の水質検査(1年以上)で水質基準値の1/10を超えたことがない場合は省略可能※省略する場合も5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				
21	塩素酸	0.6mg/L以下				
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下				
23	クロロホルム	0.06mg/L以下				
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下				
26	臭素酸	0.01mg/L以下				
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下				
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下				
30	プロモホルム	0.09mg/L以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	・湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能※省略する場合も、5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
35	銅及びその化合物	1mg/L以下				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				
40	蒸発残留物	500mg/L以下				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
45	フェノール類	0.005mg/L以下				

(4) 水源の種類により省略できる項目

番号	項目	基準値	省略の判断基準	検査回数
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	※湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能※省略する場合も、5年に1回は検査を実施	・湖沼等の停滞水源の場合は1年に2回検査を実施※カビ臭の原因となる藻類の発生時期に実施する※湖沼等の停滞水源でない場合も5年に1回は検査を実施
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	※湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能※省略する場合も、5年に1回は検査を実施	

Ⅶ 資料等

資料①

藤岡市小水道条例

平成25年3月25日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。
- (3) 小水道事業者 次条の許可を受けて小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 給水区域 事業計画において定める給水区域をいう。
- (5) 給水人口 事業計画において定める給水人口をいう。
- (6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (8) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(事業の許可)

第3条 小水道事業を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(経営許可の申請)

第4条 前条の許可（以下「経営許可」という。）の申請をしようとする者は、申請書に規則で定める事業計画書、工事設計書その他の書類（図面を含む。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(経営許可の基準)

第5条 市長は、経営許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合でなければ、経営許可をしてはならない。

- (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が确实かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

(経営許可の期限等)

第6条 市長は、経営許可をする場合には、これに必要な期限又は条件を付することができる。

- 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該小水道事業の确实な遂行を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該小水道事業者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(事業の変更)

第7条 小水道事業者は、給水区域、給水人口、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。

(給水開始の届出)

第8条 小水道事業者は、当該小水道施設を利用して給水を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(休止及び廃止)

第9条 小水道事業者は、給水を開始した後においては、市長の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(給水義務)

第10条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があってやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(設置等の届出)

第11条 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、規則で定めるところにより、設置の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした専用小水道又は専用自家水道の設置者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第12条 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(消毒管理)

第13条 小水道事業者等は、小水道の管理について、消毒に必要な措置を講じなければならない。

2 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系感染症が流行し、又は流行するおそれがあるときは、規則で定める方法により滅菌した上で給水しなければならない。

(取水場等の保護)

第14条 小水道事業者等は、取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又はその職員に、小水道の工事現場、事務所若しくは小水道施設のある場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第16条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、当該小水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命じることができる。

3 市長は、経営許可を受けた者が正当な理由がなく、経営許可を受けた日の翌日から起算して6月以内に工事に着手せず、又は工事の完成予定期日の翌日から起算して3月以内に工事を完了しなかったときは、経営許可を取り消すことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 小水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 みだりに小水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第19条 経営許可を受けないで小水道事業を経営した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定に違反した者
- (3) 第10条第1項の規定に違反した者
- (4) 第10条第2項の規定に違反して水を供給しなかった者
- (5) 第11条の規定による届出をしなかった者
- (6) 第16条第2項の規定による給水停止命令に違反した者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者
- (3) 第14条の規定に違反した者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に群馬県小水道条例（昭和33年群馬県条例第67号。以下「県条例」という。）の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定により市長に対して行われた申請とみなされた申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、県条例の規定の例による。

4 施行日前に県条例第3条の2第1項の規定による届出を行った者で、施行日に現に本市の区域において給水を行う小水道事業を営んでいるものは、小水道事業者とみなす。

資料②

藤岡市小水道条例施行規則

平成25年3月29日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市小水道条例（平成25年藤岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第4条の申請書は、小水道事業経営許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第4条の規則で定める書類（図面を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

3 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小水道事業の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況
- (2) 給水区域及び給水人口
- (3) 給水開始の予定年月日
- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
- (5) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする図面

4 第2項第2号の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果（原水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項）同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。）に関し行った試験の結果をいう。）
- (4) 浄水方法
- (5) 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
- (6) 主要な小水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図及び断面図
- (7) 導水管渠、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- (8) 工事の着手及び完了の予定年月日
(小水道事業変更許可申請書等)

第3条 条例第7条第2項において準用する条例第4条の申請書は、小水道事業変更許可申請書（様式第2号）とする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第7条第2項において準用する条例第4条の規則で定める書類（図面を含む。）について準用する。この場合において、前条第2項第3号の規定中「給水区域が」とあるのは「給水区域又は給水人口を変更する場合にあっては、給水区域が」と、同条第3項及び第4項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

3 小水道事業者は、住所若しくは氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）又は小水道事業の名称その他の小水道事業経営許可申請書に記載した事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(給水開始の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、小水道給水開始届（様式第3号）に、

当該小水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類を添付して行うものとする。

- 2 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）によって行うものとする。
（休止又は廃止の許可）

第5条 条例第9条の規定により休止又は廃止の許可を受けようとする小水道事業者は、小水道事業休止・廃止許可申請書（様式第4号）に休止又は廃止をする区域を明らかにする図面を添えて、当該事業の休止又は廃止をしようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。
（設置の届出等）

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届（様式第5号）に次の書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面
- (2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までの事項を除く。）について行った検査の結果を明らかにする書類
- (3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類

2 第4条第2項の規定は、前項第3号に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

3 第1項の届出をした者がその届け出た事項を変更したときは、専用小水道・専用自家水道変更届（様式第6号）に、前項各号に定める書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。

4 条例第11条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道休止・廃止届（様式第7号）により行うものとする。
（水質検査）

第7条 条例第12条の規定により行う定期の水質検査は、水質基準に関する省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1月ごとに、同表3の項から51の項までに掲げる事項については1年以内ごとに2回行うものとする。ただし、1年以内ごとに2回行う水質検査について、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができる。

2 条例第12条の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがあるときその他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。

3 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、前2項に定めるほか、当該小水道により供給される水について、毎日1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

4 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を記載した書類を当該水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、第1項又は第2項に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。
（消毒その他衛生上必要な措置）

第8条 条例第13条第1項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒に必要な措置は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素

が 0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l) 以上を保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が 0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l) 以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

2 前項に定めるもののほか、小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 条例第 13 条第 2 項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用いて、給水栓における水の遊離残留塩素が 0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l) 以上を保持するように消毒することとする。

- (1) 液体塩素
- (2) さらし粉
- (3) 次亜塩素酸ソーダ
- (4) 塩素ガス

(立入検査の身分証明書)

第 9 条 条例第 15 条第 2 項の証明書は、身分証明書 (様式第 8 号) とする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料③

藤岡市小水道条例施行規則第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項等に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、藤岡市小水道条例施行規則(平成25年藤岡市規則第20号)第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項及び検査の頻度について定める。

(水質検査)

第2 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)の表中9の項及び11の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における水質検査で水質基準省令の水質基準値(水質基準省令の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下「基準値」という。)の10分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(2) 水質基準省令の表中3の項から8の項、12の項から20の項、32の項から37の項、39の項から41の項、44の項及び45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の基準値の2分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(3) 水質基準省令の表中21の項から31の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の基準値の10分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(4) 水質基準省令の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、湖沼等の停滞水源でない場合は、おおむね5年に1回以上とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に群馬県小水道条例施行規則第8条第1項ただし書の規定により検査の必要がないことが明らかであると認められる事項に関する検査を省略している小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者は、この要領の規定により市長が検査の必要がないと認める事項に関する検査を省略しているものとみなす。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

参考①水質検査表（作成例）

年 月

管理責任者

日	曜日	色	濁り	残留塩素濃度 (Mg / l)	採取場所	適用
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

参考②小水道施設点検表（作成例）

管理責任者

点検事項		点検項目		/	/	/	/	/	/	摘要	
水質	水源の状態	1	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か								
浄水設備等	浄水設備の状態	2	ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか								
		3	沈砂層等の清潔保持・汚染防止措置は適切か								
		4	漏水・水圧等の対策は適切か								
ポンプ設備等	ポンプ等の状態	5	ポンプ室内は清潔に保持しているか								
		6	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか								
		7	ポンプから水漏れしていないか								
	配水管等の状態	8	配水管等に亀裂・漏水箇所はないか								
消毒設備	消毒設備の状態	9	薬液の注入量は適正であるか								
		10	薬液の漏れはないか								
		11	薬液タンクの液量は十分か								
水槽の外観検査	水槽周囲の状態	12	関係者以外の立入禁止措置を講じているか								
		13	水槽の周囲は清潔に保持しているか								
	水槽本体の状態	14	亀裂、漏水箇所はないか								
		15	雨水等が入り込む開口部や接合部に隙間はないか								
		16	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか								
		17	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か								
		18	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か								
		19	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか								
		水槽内部の状態	20	水中及び水面に異常な物質がないか							
	21		汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常にないか								
	22		配水設備以外の配管設備等が設置されていないか								
	その他	朝水槽の清掃	23	清掃は年1回定期に行われているか							
		定期的水質検査	24	定期的水質検査は実施しているか							
健康診断		25	腸内細菌検査は年2回以上実施しているか								

判定基準 (○：良好、△：不十分 ×：不良)

**藤 岡 市 役 所
市 民 環 境 部 環 境 課**

〒375-8601

住 所：群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話：0274-22-1211（内線 2262・2263）

F A X：0274-24-9268

メー ル：kankyo@city.fujioka.gunma.jp